

ワーク・ライフ・バランス



推進強化月間



【期間】 7 月 1 日 ～ 8 月 31 日

【取 組 内 容】

◆ 全庁一斉消灯日の実施（7/22（水）・8/19（水））

「全庁的に一切の時間外勤務を行わない日」とし、午後6時00分に一斉消灯。

※緊急・臨時対応や外部関係者との会議等により、やむを得ない場合を除く

【対象】本庁舎、第2庁舎、環境センター、総合福祉センター(貸館業務除く)、
オフィスアルカディア(産業支援室)、消防(隔日勤務者除く)、水道局庁舎

◆ ノー残業デー（毎週水曜日）の実施強化

推進強化月間中の水曜日について、所属長は午後5時45分までに部下職員の
退庁を確認することとし、やむを得ず時間外勤務を命じる場合は、時間外勤務の
事前命令を徹底する。

◆ 年次有給休暇等の取得促進強化

年次有給休暇及び夏季休暇等の計画的な取得について、所属長が積極的な休暇
取得に努めるとともに、部下職員への取得促進を徹底し、職員の心身
リフレッシュや家庭生活等、「ライフ」の充実を図る。



◆ 時差出勤制度の活用促進

職員のワーク・ライフ・バランス推進を図るため、時差出勤制度を活用し、休
暇と組み合わせるなど積極的な取得を行う。

担当：総務部主幹（働き方改革推進担当） 内線337